

消防同意の審査に関する留意事項

消防同意の審査を円滑に進められるよう、以下の事項に留意してください。質疑、資料追加提出又は資料差替えが生じた場合、同意するまでに規定日数以上を要することがあります。

1 建築確認申請時に消防提出用として用意する書類

- 1 建築同意消防資料書（申請対象が複数棟の場合は建築物別概要書含む）に必要な事項（設置計画のある消防用設備等を含む）を記載するとともに、必要書類（建築確認申請書第一面から第六面、各種図面、消防用設備等設計図書その他必要な資料）を添付して消防提出用としてご用意ください。
- 2 提出書類の用紙サイズは、A3又はA4を原則とし、図面の尺度どおりに印刷してください。
- 3 A3以上の用紙を添付する場合は、審査しやすいように折りたたむ等の配慮をお願いします。
- 4 建築同意消防資料書及び建築物別概要書様式→「[木更津市 申請書ダウンロード 予防課](#)」で 🔍 検索

2 無窓階判定

- 1 無窓階判定は階ごとに行い、建具表、計算書等の判定根拠は必ず添付してください。
- 2 無窓階判定の基準は、消防法施行規則第5条の3の規定によるもののほか、次のとおりです。
 - (1) 算入する開口部外側の避難動線は、有効幅員1m以上を確保してください。（植栽、エアコン室外機、駐車場等があると算入できない場合があります。駐車場は範囲を明記してください。）
 - (2) 算入する開口部屋内側の避難動線は、有効幅員を概ね1m以上確保してください。（容易に移動できない什器、商品、設備等があると算入できない場合がありますので、ご注意ください。）
 - (3) 算入できるガラスの種類及び厚さは、「無窓階算定に算入できるガラスについて」を参照してください。

3 避難施設の管理

- 1 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という）の避難口（避難口誘導灯を設置する部分）に設ける戸は外開きとしてください。ただし、劇場等以外の事業所は、内開き以外の戸にすることができます。
- 2 前1の戸に施錠装置を設ける場合は、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は屋内から鍵等を用いることなく容易に解錠できる構造としてください。（施錠後にサムターンを取外せるタイプのシリンダー錠は認められないので、ご注意ください）

4 火を使用する設備等

- 1 次に掲げるものを設置し、貯蔵し、又は取扱う場合は、別途、届出が必要になる場合があるので、入力、出力、数量等の概要を明記してください。
【厨房設備、乾燥設備、給湯湯沸設備、変電設備、発電設備、蓄電池設備、液化石油ガス、危険物、指定可燃物等】
- 2 前1に掲げるものを設置等する場合は、消防同意の審査を円滑に進めるために、予防課と事前に協議しておくことをお勧めします。

5 消防用設備等

- 1 消防用設備等についての審査をする際、収容人員（従業者、利用者定員等の内訳）、各部屋の面積、小屋裏界壁の設置状況、天井高等の事項を確認する場合があるので、可能な限り当該事項を明記してください。必要事項を確認できない場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
- 2 収容人員の算定は、消防法施行規則第1条の3の規定によるもののほか、次のとおりです。
 - (1) 固定式のいす席（掘りごたつは長いすに含めます）によって収容人員を算定する防火対象物にあっては、固定式のいす席であることを明記し、長いすの場合は正面幅も記載してください。
 - (2) 主として従業者以外の者の使用に供する部分によって収容人員を算定する防火対象物にあっては、当該部分を明記するとともに面積も記載してください。
 - (3) (5) 項口（共同住宅）における居住者は、1K・1DKは1人、1LDK・2DKは2人、2LDK・3DKは3人、3LDK・4DKは4人、4LDK以上は5人として算定します。

お問合せ

木更津市消防本部 予防課（窓口及び電話対応：年末年始を除く平日8時30分～17時15分）

電話：0438-23-9183 E-Mail：sho-yobou@city.kisarazu.lg.jp